

茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助要綱

（目的）

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第1において「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を実施する事業所（以下「事業所」という。）を運営する法人が行う障害者総合支援法第5条第22項に規定するサービス等利用計画案及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）の作成に対し市が補助金を交付することによりサービス等利用計画等の普及を促進し、もって障害者（児）の相談支援ネットワークの構築及び発展に寄与することを目的とする。

（補助対象事業）

第2 補助の対象となる事業は、サービス等利用計画案等を作成している利用者（当該事業所を利用する者で本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているものをいう。以下同じ。）を10人以上有する市内の事業所が、利用者に係るサービス等利用計画案等を新たに作成する事業とする。ただし、新規に指定を受けた事業所については、指定を受けた年度に限り利用者を1人以上有する市内の事業所が、利用者に係るサービス等利用計画案等を新たに作成する事業とする。

2 前項の事業に係るサービス等利用計画案等とは補助を申請する事業所において、継続して支援を提供する意思をもって新たに作成するサービス等利用計画案等とし、次に掲げるものを除く。

(1) 同一事業所において、第1に規定する障害児相談支援事業から継続して支援を提供する利用者に対して作成したサービス等利用計画案

(2) サービス等利用計画案等の作成日から過去1年以内に同一事業所においてサービス等利用計画案等を作成した利用者に対するサービス等利用計画案等

3 前項のサービス等利用計画案等のうち、1件は障害児支援利用計画案を含むものとする。

（補助金額）

第3 補助額は、利用者に係るサービス等利用計画案の新規作成1件当たり50,000円、障害児支援利用計画案の新規作成1件当たり90,000円とする。ただし、1事業所当たり年1,800,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて原則としてサービス等利用計画案等を作成した年度の3月15日から当月31日までに市長に申請しなければならない。

(1) 新たに作成したサービス等利用計画案等

(2) 当該サービス等利用計画案等の作成日ごとのサービス等利用計画案等を作成している利用者を記載した利用者一覧表(様式第2号)

(補助金の交付決定)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第6 第5の補助金交付決定通知書を受けた者は、茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第7 市長は、第6の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第8 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第9 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第10 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第11 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第12 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月12日から実施し、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(実施期日)

1 この要綱は、令和2年6月12日から実施し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る補助について適用し、同日前の申請に係る補助については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第 1 号（第 4 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住 所
法 人 名
代 表 者

印

茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付申請書

茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) サービス等利用計画案等
- (2) 利用者一覧表（様式第 2 号）

様式第2号（第4関係）

利用者一覧表

種別	番号	受給者証番号	利用者氏名	計画案作成日	新規作成の有無
サービス等利用計画案	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
合 計				件	

種別	番号	受給者証番号	利用児童氏名	計画案作成日	新規作成の有無
障害児支援利用計画案	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
合 計				件	

様式第3号（第5関係）

茨木市指令 第 号

住 所
法 人 名
代 表 者 様

茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及
促進事業補助金は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第4号（第6関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住 所
法 人 名
代 表 者

㊞

茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額 円